附則第十五条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同項第二号中「額とする。」の下に「ただし、第三十一条第四項第一号の算式の符号Aを控除した額を改正前の省令第三十一条第四項第一号の算式の符号Aの絶対値で除して得た数が一・〇〇を超え、かつ、前年度分過大過少額が正である団体にあつては前年度過大過少額の全額を控除した額とする。」を加え、「平成20年度」を「平成21年度」に改め、同項第六号中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改める。

附則第十六条第一項及び第三項中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第四項及び第五項中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条第六項中「及び平成二十年改正前の省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」を「、平成二十年改正前の省令附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県及び普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十一年総務省令第七十八号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成二十一年改正前の省令」という。）附則第十六条第四項の規定に基づく対象都道府県」に、「平成十九年度」を「第二十年度」に改める。

附則第十六条の二を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の二　平成二十二年度に限り、第二十九条中「〇・九三三」とあるのは、「東京都にあつては〇・九五三、神奈川県にあつては〇・八一九、愛知県にあつては三・一三三、その他の都道府県にあつては〇・九三三」とする。

附則第十六条の二の二を削る。

附則第十六条の三を次のように改める。

（石油ガス譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の三　平成二十二年度に限り、第二十九条の二中「〇・九九五」とあるのは、「神奈川県にあつては〇・七七九、その他の都道府県にあつては〇・九九五」とする。

附則第十六条の四を次のように改める。

（市町村たばこ税の基準税額の算定方法の特例）

第十六条の四　平成二十二年度に限り、第三十四条算式の符号B中「乗率」とあるのは、「乗率（算式中$\sqrt{\frac{a}{b}}$が2.5000を超えるときは、1.0000とする。）」とする。

附則第十八条の見出し中「平成二十一年」を「平成二十二年」に改め、同条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に、「平成二十一年四月一日」を「平成二十二年四月一日」に、「平成21年」を「平成22年」に改める。

附則第十八条の二を次のように改める。

（平成二十一年度から指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の算定方法の特例）

第十八条の二　平成二十二年度に限り、平成二十一年度から指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の基準税額は、第三十七条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

算式

$$\left\{(A\times4.882)\times600円+(B\times4.882)\times\frac{0.25}{100}\right\}\times0.743$$

（A×4.882）又は（B×4.882）に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前年度の事業に係る事業所税の資産割に係る課税の対象となつた事業所床面積の数値

B　前年度の事業に係る事業所税の従業者割に係る課税の対象となつた従業者給与総額

附則第十八条の二の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度から指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の算定方法の特例）

第十八条の三　平成二十二年度に限り、平成二十二年度から指定都市等に該当することとなつた市における事業所税の基準税額は、第三十七条の規定にかかわらず、次の算式により算定した額とする。

算式

（A×α）×446円＋（B×0.254）×β円

（A×α）又は（B×0.254）に表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　平成22年１月１日現在において、家屋課税台帳及び家屋補充課税台帳に登録された家屋のうち木造以外の家屋で、一般住宅及び農家の用に供する家屋以外の家屋の床面積の数値（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

B　事業所・企業統計調査規則によつて調査した平成18年10月１日現在における民営の事業所のうち産業大分類Dから Qまでに係るものの従業者数

α　青森市にあつては0.0715、前橋市にあつては0.0434、一宮市にあつては0.0679、四日市市にあつては0.0825、久留米市にあつては0.1091とする。

β　青森市にあつては433.2、前橋市にあつては543.6、一宮市にあつては1,091.1、四日市市にあつては510.3、久留米市にあつては1,299.3とする。

附則第十九条中「平成二十一年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第二号中「平成20年度」を「平成21年度」に改める。

附則第十九条の四第一項及び第二項中「児童手当特例交付金」を「児童手当及び子ども手当特例交付金」に改める。

附則第十九条の五を次のように改める。

（地方法人特別譲与税の基準税額の算出方法）

第十九条の五　各都道府県の地方法人特別譲与税の基準税額は、次の各号に定めるところによつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度に係る額

地方法人特別税等に関する暫定措置法の規定によつて当該都道府県に対して前年度の五月、八月、十一月及び二月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額に一・五一五を乗じて得た額とする。

二　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

前年度分過大過少額（次の算式により算定した額をいう。）から前年度分過大過少額の三分の二に相当する額（千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）を控除した額

次の算式によつて算定した額

算式

A×0.75＋B×0.75－C

算式の符号

A　前年度の５月、８月、11月及び２月に譲与された地方法人特別譲与税の額の合算額

B　平成21年度において地方法人特別譲与税に係る減収補てん債として発行した地方債の額

C　前年度における前号の額

附則第十九条の六を次のように改める。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　平成二十二年度に限り、第三十九条第二号中「〇・九三三」とあるのは、「むらた市にあつては〇・九五四、千葉市にあつては一・七六七、横浜市にあつては〇・九五二、川崎市にあつては〇・九五〇、名古屋市にあつては〇・九五一」、その他の指定都市にあつては〇・九三三」とする。